

6 法人税のしくみ

法人の所得に係る税金には、法人税、復興特別法人税、法人事業税、地方法人特別税、法人住民税（県民税、市町民税）があります。

資本金1億円以下の普通法人の場合の各税の税率及び実効税率は次のとおりです。

【改正前（平成24年3月31日までの間に終了する事業年度に適用）】

年所得金額	法人税	復興特別法人税	法人事業税	地方法人特別税	法人住民税		実効税率※2
					県民税	市町民税	
400万円以下	22% (18%)※1	-	2.7%	法人所得割額 × 81%	法人税額の 5% + 21,000	法人税額の 14.7% + 50,000	28% (400万円)
400万円超 800万円以下			4.0%				29% (800万円)
800万円超	5.3%		32% (1,000万円)				

※1 中小企業者等の法人税率の特例については、平成24年3月31日までの間に終了する事業年度まで適用されます。平成24年4月1日前に開始し、かつ同日以降に終了する事業年度については、経過措置として現行の税率（18%）が適用されます。

※2 実効税率は、（ ）内の課税所得額で試算した場合の率です。

【改正後（平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適用）】

年所得金額	法人税	復興特別法人税※2	法人事業税	地方法人特別税	法人住民税		実効税率
					県民税	市町民税	
400万円以下	19% (15%)※1	基準法人税額 × 10%	2.7%	法人所得割額 × 81%	法人税額の 5% + 21,000	法人税額の 14.7% + 50,000	26% (400万円)
400万円超 800万円以下			4.0%				27% (800万円)
800万円超	25.5%		5.3%				30% (1,000万円)

※1 中小企業者等の法人税率の特例については、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

※2 復興特別法人税は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

(1) 法人税

法人税は、法人の各事業年度の所得及び合併や解散した場合の清算所得に対して課税される税金です。

各事業年度の所得は、「益金の額」から「損金の額」を控除して計算されます。

法人等の区分			税率	
			改正前	改正後※
普通法人	資本金 1 億円以下	年 800 万円以下の金額	22% (18%)	19% (15%)
		年 800 万円超の金額	30%	25.5%
	資本金 1 億円超・相互会社・一般社団法人等	30%	25.5%	
協同組合等	年 800 万円以下の金額		22% (18%)	19% (15%)
	年 800 万円超の金額		22%	19%
	特定の協同組合等の 10 億円超の所得		26%	22%
人格のない社団等	年 800 万円以下の金額		22% (18%)	19% (15%)
	年 800 万円超の金額		30%	25.5%

農事組合法人は、「協同組合等」として扱われますが、事業に従事する組合員に対して賃金等の給与を支給するものは、普通法人として扱われます。

また、その他農業経営を行う法人であっても株式の譲渡制限のある株式会社、特例有限会社、合資会社、合名会社は、普通法人として課税されます。

※改正後とは、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度です。

(2) 復興特別法人税

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、集中的に実施する施策のために必要な財源を確保するために、臨時的に税制措置されました。

課税事業年度は、原則として、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度です。

$$\text{復興特別法人税} = \text{基準法人税額}^{\ast} \times 10\%$$

※ 基準法人税額とは、各事業年度の所得に対する法人税の額

(3) 法人事業税

農業生産法人である農事組合法人が行う農業(畜産農業や農業サービス業である農作業受委託、園芸サービス業は含まない)は、法人事業税が非課税となっています。

また、農事組合法人で地方税法第 72 条の 24 の 7 第 5 項に該当する法人(事業税では特別法人という)は、事業税の軽減があります。

	年所得のうち		
	400 万円以下	400 万円超 800 万円以下	800 万円超
普通法人※	2.7%	4.0%	5.3%
協同組合等	2.7%	3.6%	3.6%

※ 資本金 1 億円以下の普通法人

(4) 地方法人特別税

法人事業税の納税義務者に対して課す国税で、地方事業税が都道府県ごとの偏在性が強いことから、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として創設され、その収入額に相当する額が地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与されます。

国税ですが、賦課徴収は都道府県が行い、法人事業税とともに徴収されます。

法人事業税が非課税となる農事組合法人は、地方法人特別税も非課税となります。

$$\text{地方法人特別税} = \text{基準法人所得割額}^{\ast} \times 81\%$$

※ 基準法人所得割額＝基準法人税額×法人事業税率

(5) 法人住民税（県民税，市町民税）

法人住民税は、県民税，市町民税とも、法人の所得が黒字・赤字を問わず資本金・従業員数等に応じて課税する均等割と、国に納付する法人税額を基礎として課税する法人税割があります。

■ 均等割（標準税率）

資本等の金額	従業員数	県民税	市町民税
50億円超	50人超	840千円	3,000千円
	50人以下		410千円
10億円超 50億円以下	50人超	567千円	1,750千円
	50人以下		410千円
1億円超 10億円以下	50人超	136.5千円	400千円
	50人以下		160千円
1千万円超 1億円以下	50人超	52.5千円	150千円
	50人以下		130千円
1千万円以下	50人超	21千円	120千円
	50人以下		50千円
非出資		21千円	50千円

■ 法人税割（標準税率）

	法人税に対する税率	
	県民税	市町民税 [※]
標準税率	5%	14.7%

※ 市町民税は、広島市の平成23年度税率を掲載しています。